

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表 (案)

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p>(規程名称) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 <u>情報システム等</u> 運営規程</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における情報システム等の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) コンピュータ <u>サーバ、パーソナルコンピュータ</u> 及びこれらに類するもの並びにこれらの運営に必要な機器をいう。</p> <p>(2) ネットワーク コンピュータを接続してデータ通信するための情報通信網並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。</p> <p>(3) 情報システム コンピュータ及びネットワークを用いて業務処理を行うために必要な体系をいう。</p> <p>(4) データ コンピュータ又は記憶媒体に記録されている電磁的記録をいう。</p> <p>(5) 情報資産 コンピュータ、ネットワーク、情報システム及びこれらを取り扱う情報（当該情報を印刷した文書を含む。）をいう。</p> <p><u>(6) Infrastructure Information System (以下、基盤情報システム</u></p>	<p>(規程名称) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 <u>コンピュータ、ネットワーク及び情報システム</u> 運営規程</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における情報システム等の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) コンピュータ <u>汎用コンピュータ</u>、サーバ、<u>ワークステーション</u>、パーソナルコンピュータ及びこれらに類するもの並びにこれらの運営に必要な機器をいう。</p> <p>(2) ネットワーク コンピュータを接続してデータ通信するための情報通信網並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。</p> <p>(3) 情報システム コンピュータ及びネットワークを用いて業務処理を行うために必要な体系をいう。</p> <p>(4) データ コンピュータ又は記憶媒体に記録されている電磁的記録をいう。</p> <p>(5) 情報資産 コンピュータ、ネットワーク、情報システム及びこれらを取り扱う情報（当該情報を印刷した文書を含む。）をいう。</p>	<p>「コンピュータ」、「ネットワーク」は情報システムの構成に含まれるため、規程名称からは削除。</p> <p>現在は使用されていない「汎用コンピュータ」、「ワークステーション」を削除。</p> <p>令和 4 年度第 6</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表（案）

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p><u>と称する。） 事務情報、経営管理情報及び医療情報等を扱う情報システムが稼働するために必要なインフラ機能を提供するコンピュータ、ネットワーク等をいう。</u></p> <p><u>(7) Administrative Information System（以下、経営管理情報システムと称する。） 人事給与システムや財務会計システム等の経営管理情報を扱うアプリケーション、ソフトウェアやデータベース及びこれらに類するもの並びにこれらの運用に必要なサービスをいう。</u></p> <p><u>(8) Hospital Information System（以下、医療情報システムと称する。） 医療情報を扱うアプリケーション、ソフトウェアやデータベース及びこれらに類するもの並びにこれらの運用に必要なサービスをいう。</u></p> <p>(9) 総長等 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 15 条第 2 項に規定する総長等をいう。</p> <p><u>(10) 情報システム担当局長 組織規程第 7 条第 2 項に規定する担当局長をいう。</u></p> <p>(理事長の責務)</p> <p>第 3 条 理事長は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 1 項の規定により神奈川県知事から指示された中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款第 1 条の目的を有効かつ効率的に果たすため、コンピュータ、ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）を運営する体制の整備及び情報化の推進を図るものとする。</p> <p>2 理事長は、継続的に情報システム等を運営する体制の見直しを図る</p>	<p>(6) 総長等 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 15 条第 2 項に規定する総長等をいう。</p> <p><u>(7) 本部事務局長 組織規程第 7 条第 1 項に規定する本部事務局長をいう。</u></p> <p>(理事長の責務)</p> <p>第 3 条 理事長は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条第 1 項の規定により神奈川県知事から指示された中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款第 1 条の目的を有効かつ効率的に果たすため、コンピュータ、ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）を運営する体制の整備及び情報化の推進を図るものとする。</p> <p>2 理事長は、継続的に情報システム等を運営する体制の見直しを図</p>	<p>回情報システム委員会資料において、情報システムの管理を、IIS、AIS、HIS で区分した。当該区分ごとの定義規程を規定する。</p> <p>本部事務局長を削除し、情報システム担当局長を追加。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表 (案)

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p>ものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 4 条 この規程の適用範囲は、法人の業務運営に関与する全ての情報システム等とする。</p> <p>(情報システム委員会)</p> <p>第 5 条 法人における情報システム等を運営する体制の整備及び情報化の推進を図るため、法人に情報システム委員会を置く。</p> <p>2 情報システム委員会の設置及び運営については、理事長が別に定める。</p> <p>(最高情報統括責任者)</p> <p>第 6 条 <u>組織規程第 7 条の 3 に定める最高情報統括責任者 (以下「CIO」という。)</u> は、法人が所管する情報システム等の運営及び情報資産の情報セキュリティを統括する。</p>	<p>るものとする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 4 条 この規程の適用範囲は、法人の業務運営に関与する全ての情報システム等とする。</p> <p>(情報システム委員会)</p> <p>第 5 条 法人における情報システム等を運営する体制の整備及び情報化の推進を図るため、法人に情報システム委員会を置く。</p> <p>2 情報システム委員会の設置及び運営については、理事長が別に定める。</p> <p>(最高情報統括責任者)</p> <p>第 6 条 <u>法人に最高情報統括責任者 (CIO) を置き、理事長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p><u>2 最高情報統括責任者は、法人が所管する情報システム等、情報資産及びデータの運営管理並びにセキュリティを統括する。</u></p> <p><u>(コンピュータ管理者)</u></p> <p>第 7 条 <u>病院及び本部にコンピュータ管理者を置き、病院においては総長等を、本部においては本部事務局長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 コンピュータ管理者は、所管するコンピュータの設定、運法、更新等を行う。</u></p> <p><u>3 コンピュータ管理者は、所管するコンピュータの情報セキュリティを統括する。</u></p> <p><u>4 コンピュータ管理者は、所管するコンピュータにおける情報資産</u></p>	<p>CIO の定義について軽微な変更。CIO の設置は組織規程第 7 条の 3 に既に規定されており、繰り返しになるため、削除する。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表（案）

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
	<p><u>に対する侵害又は侵害の恐れのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p>5 <u>コンピュータ管理者は、所管するコンピュータに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p> <p><u>(ネットワーク管理者)</u></p> <p><u>第 8 条 病院及び本部にネットワーク管理者を置き、病院においては総長等を、本部においては本部事務局長をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>ネットワーク管理者は、所管するネットワークの構築、設定の変更、更新等を行う。</u></p> <p>3 <u>ネットワーク管理者は、所管するネットワークの情報セキュリティを統括する。</u></p> <p>4 <u>ネットワーク管理者は、所管するネットワークにおける情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p>5 <u>ネットワーク管理者は、所管するネットワークに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p> <p><u>(情報システム管理者)</u></p> <p><u>第 9 条 病院及び本部に情報システム管理者を置き、病院においては総長等を、本部においては本部事務局長をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>情報システム管理者は、所管する情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等を行う。</u></p> <p>3 <u>情報システム管理者は、所管する情報システムの情報セキュリテ</u></p>	

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表（案）

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p><u>(基盤情報システム管理者)</u></p> <p><u>第 7 条 法人に基盤情報システム管理者を置き、病院においては総長等を、本部においては情報システム担当局長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 病院の基盤情報システム管理者は、当該病院の医療情報システムを稼働するために必要な基盤情報システムを所管し、本部の基盤情報システム管理者は、その他の基盤情報システムを所管し、それぞれ、その情報セキュリティを統括する。ただし、研究目的等により、病院独自で設置する基盤情報システムは、当該病院の基盤情報システム管理者がその情報セキュリティを統括する。</u></p> <p><u>3 基盤情報システム管理者は、所管する基盤情報システムの開発、構築、設定の変更、運用及び更新等を行う。</u></p> <p><u>4 基盤情報システム管理者は、所管する基盤情報システムに係る情報資産に対するセキュリティ侵害又はセキュリティ侵害のおそれのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p><u>5 基盤情報システム管理者は、所管する基盤情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p>	<p><u>ィを統括する。</u></p> <p><u>4 情報システム管理者は、所管する情報システムにおける情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p><u>5 情報システム管理者は、所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p>	<p>IIS、AIS、HIS などの管理者、役割及び責任範囲を規定する。</p> <p>本部は本部事務局長から情報システム担当局長に変更する。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表（案）

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p><u>(経営管理情報システム管理者)</u></p> <p><u>第 8 条 本部に経営管理情報システム管理者を置き、情報システム担当局長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 経営管理情報システム管理者は、経営管理情報システムを所管し、その情報セキュリティを統括する。</u></p> <p><u>3 経営管理情報システム管理者は、所管する経営管理情報システムの開発、構築、設定の変更、運用及び更新等を行う。</u></p> <p><u>4 経営管理情報システム管理者は、所管する経営管理システムに係る情報資産に対するセキュリティ侵害又はセキュリティ侵害のおそれのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p><u>5 経営管理情報システム管理者は、所管する経営管理情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p> <p><u>(医療情報システム管理者)</u></p> <p><u>第 9 条 病院に医療情報システム管理者を置き、総長等をもって充てる。</u></p> <p><u>2 医療情報システム管理者は、所管する医療情報システムの情報セキュリティを統括する。</u></p> <p><u>3 医療情報システム管理者は、所管する医療情報システムの開発、構築、設定の変更、運用及び更新等を行う。</u></p> <p><u>4 医療情報システム管理者は、所管する医療情報システムにおける情報資産に対するセキュリティ侵害又はセキュリティ侵害のおそれのある場合の連絡体制の構築並びに情報セキュリティポリシーの遵守</u></p>		

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表 (案)

令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p><u>に関する意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。</u></p> <p><u>5 医療情報システム管理者は、所管する医療情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の策定、維持及び管理を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(管理補助者の指名) 第 10 条 総長等及び<u>情報システム担当局長</u>は、情報システム等に係る実務を担当する管理補助者を別に指名<u>することができる。</u></p> <p>(情報セキュリティ対策) 第 11 条 情報システム管理者等は、情報セキュリティ対策を講じると共に、最高情報統括責任者が定めるところにより定期的に<u>情報システム等の脆弱性やサプライチェーンリスクへの対策、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ実施手順及び非常時対応手順書等に基づく訓練等</u>を行うものとする。</p> <p>(運営環境の整備) 第 12 条 情報システム管理者等は、情報システム等の運営を円滑に行うため、開発、運用体制の確保及び研修の実施等運営環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><u>(情報システム管理者等の指名)</u></p> <p><u>第 10 条 総長等及び本部事務局長は、前 3 条の規定を達成するために、必要に応じて、コンピュータ管理者、ネットワーク管理者及び情報システム管理者（以下「情報システム管理者等」という。）を別に指名することができる。</u></p> <p>(管理補助者の指名) 第 11 条 総長等及び<u>本部事務局長</u>は、情報システム等に係る実務を担当する管理補助者を別に指名する<u>者とする。</u></p> <p>(情報セキュリティ対策) 第 12 条 情報システム管理者等は、情報セキュリティ対策を講じると共に、最高情報統括責任者が定めるところにより定期的に<u>点検</u>を行うものとする。</p> <p>(運営環境の整備) 第 13 条 情報システム管理者等は、情報システム等の運営を円滑に行うため、開発、運用体制の確保、研修の実施等運営環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>「情報システム管理者等」を別に指名できることは、責任の所在が曖昧になる観点から削除。</p> <p>管理補助者の指名は実態として必須ではないため、任意規定に修正する。</p> <p>点検について、具体的な内容を追加規定。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構情報システム等運営規程 新旧対照表 (案)

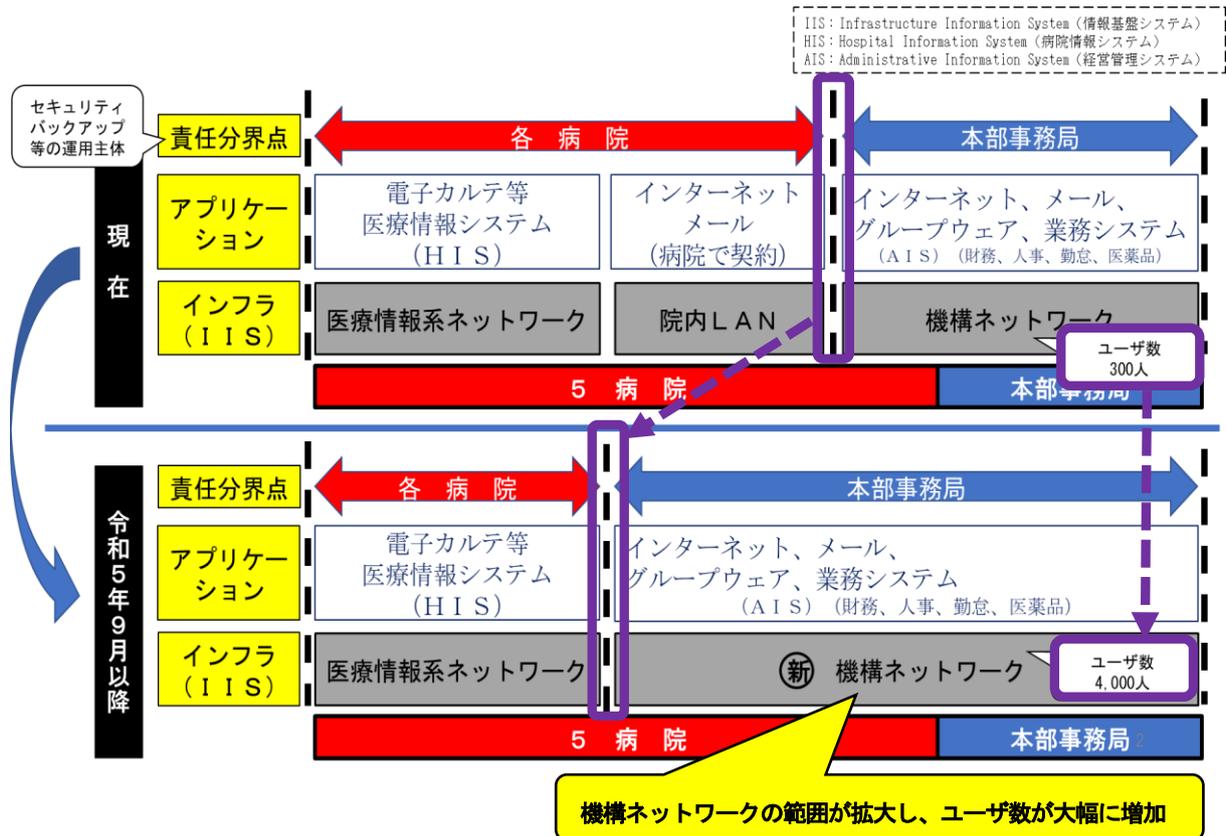
令和 5 年 7 月 25 日
本部事務局総務企画部

新	旧	改正理由
<p>(データ活用)</p> <p>第 13 条 情報システム管理者等は、情報システム等を活用した効率的な業務運営を達成するため、次に掲げる事項の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 保有するデータの所在情報の明示</p> <p>(2) データへのアクセス権の設定</p> <p>(3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築</p> <p>(4) 機種依存的で作成されたデータ等に関する A P I (アプリケーション・プログラミング・インターフェース) の策定</p> <p>(雑則)</p> <p>第 14 条 この規程に定めるもののほか、情報システム等の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 5 年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>(データ活用)</p> <p>第 14 条 情報システム管理者は、情報システムを活用した効率的な業務運営を達成するため、次に掲げる事項の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 保有するデータの所在情報の明示</p> <p>(2) データへのアクセス権の設定</p> <p>(3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築</p> <p>(4) 機種依存的で作成されたデータ等に関する A P I (アプリケーション・プログラミング・インターフェース) の策定</p> <p>(雑則)</p> <p>第 15 条 この規程に定めるもののほか、情報システム等の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する</p>	

地方独立行政法人神奈川県立病院機構コンピュータ、ネットワーク及び情報システム運営規程の一部改正について

1 改正の趣旨

情報システム全体最適化プロジェクトの本稼働により、令和 5 年 9 月に本部事務局が整備する次期機構ネットワークと病院が管理する院内 LAN が統合することに伴い、所要の改正を行う。



2 改正の内容

(1) 各システムの管理区分の見直し

情報資産の管理区分を、これまでのコンピュータ、ネットワーク、情報システムから実態に合わせた基盤情報システム、経営管理情報システム、医療情報システムに見直すことにより、資産の対象と責任者を明確化する。

ア Infrastructure Information System (IIS=基盤情報システム) (第 2 条、第 7 条関係)

事務情報、経営管理情報及び医療情報等を扱う情報システムが稼働するために必要なインフラ機能を提供するコンピュータ、ネットワーク等。

システム管理者は、病院においては総長等、本部においては情報システム担当局長。

イ Administrative Information System (AIS=経営管理情報システム) (第 2 条、第 8 条関係)

人事給与システムや財務会計システム等の経営管理情報を扱うアプリケーション、ソフトウェアやデータベース及びこれらに類するもの並びにこれらの運用に必要なサービス。

システム管理者は、情報システム担当局長。

ウ Hospital Information System (H I S=医療情報システム) (第2条、第9条関係)

医療情報を扱うアプリケーション、ソフトウェアやデータベース及びこれらに類するもの並びにこれらの運用に必要なサービス。

システム管理者は、総長等。

(2) その他

- ア 規程名称について、「コンピュータ」、「ネットワーク」は「情報システム」の構成に含まれるため、「情報システム等運営規程」に修正する。
- イ 第6条「最高情報統括責任者（C I O）」について、設置及び指名の記載は組織規程第7条の3に既に規定されており、繰り返しになることから削除する。
- ウ 第10条の「情報システム管理者等」を別に指名できることは、責任の所在が曖昧になる観点から、全文を削除する。
- エ 第11条の「管理補助者」の指名は、実態として必須ではないことから、「指名することができる」に修正する。
- オ 第12条の情報セキュリティ対策の点検を行う項目について、具体的な内容（情報システム等の脆弱性、サプライチェーンリスク等）を追記する。

3 施行期日

令和5年9月1日

以上



情報システム全体最適化プロジェクトの進捗状況について

本部事務局総務企画課

PMOチーム

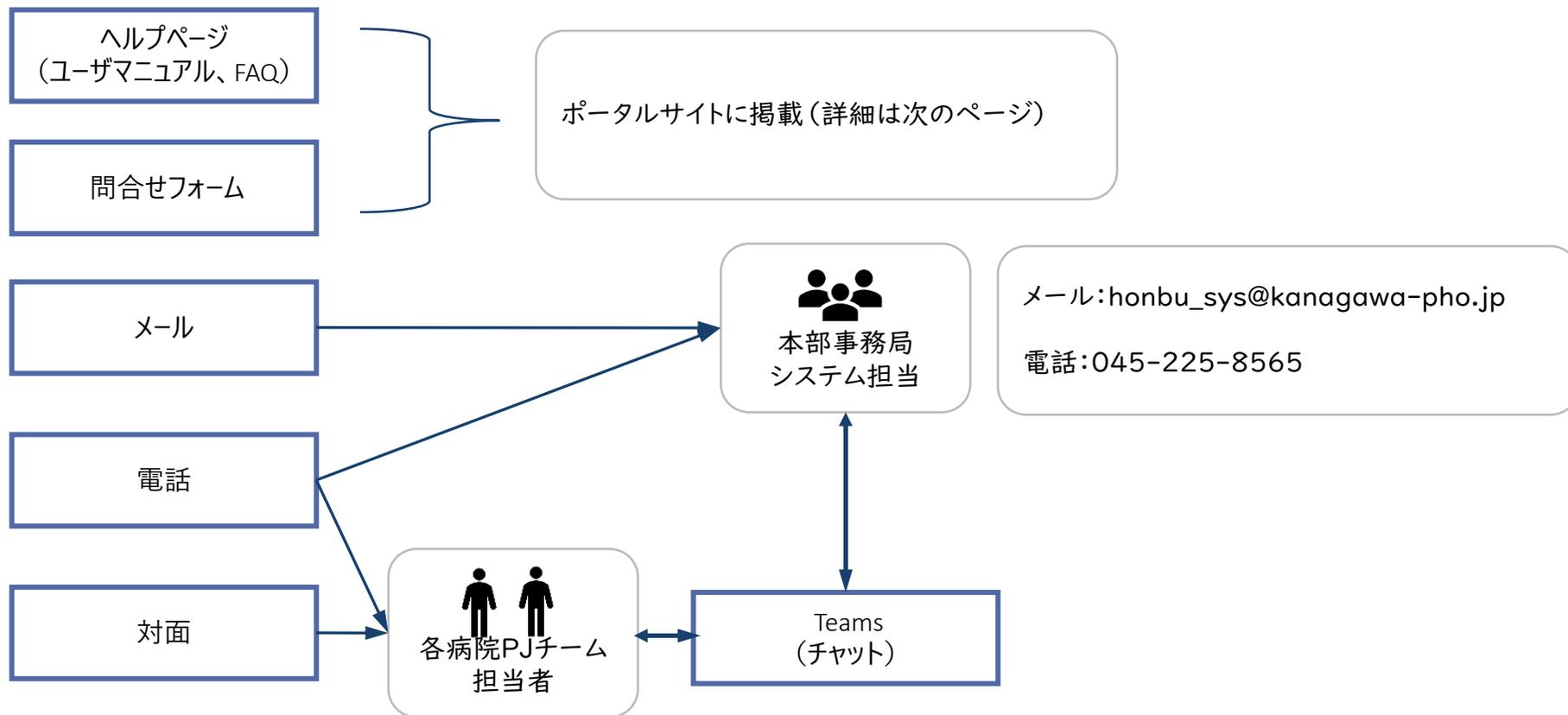
1 全体スケジュール

■次期機構ネットワーク、Microsoft365稼働スケジュール(7月1日時点)



2. ヘルプデスクについて

2023年7月1日からのMicrosoft365の先行稼働に合わせて、ヘルプデスクを先行稼働しております。利用者が問合せしやすいように、次のとおり複数の方法を用意しました。



2. ヘルプデスクについて

ポータルサイトに情報システムに関するヘルプページを設置し、必要な情報を閲覧できるようにしました。



- 掲載内容（まずはMicrosoft365の先行稼働に向けたもの）
 - Microsoft365ユーザーマニュアル（具体的な機能や操作方法などを記載。）
 - FAQ（よくある質問）

2. ヘルプデスクについて

ポータルサイトのヘルプページ内に問合せフォームを掲載しました。
操作方法やルール等で不明な点がある場合に、本部事務局システム担当へ問合せするフォームを設置しました。フォームには問合せ内容と緊急度を記載します（問合せ者の氏名や、連絡先は自動入力）。



The image shows a screenshot of a web form titled "問合せフォーム" (Inquiry Form). The form has a dark teal header with the title and a menu icon. Below the header, there is a light blue background with the following text and elements:

機構ネットワークやMicrosoft365に関する問合せを受け付けます。内容確認し、本部事務局からメール、電話等で回答します。

こんにちは、皓之。このフォームを送信すると、所有者に名前とメールアドレスが表示されます。

1. 問合せ内容を記載してください。

回答を入力してください

2. 緊急度を選択してください。

高

中

低

理事会 御中

情報システム全体最適化 プロジェクトに係る 費用対効果

最高情報統括責任者 (C I O)
情報システム担当局長

令和5年7月25日



1 取組内容

◎ 取組別費用

単位：千円（税込）

項目	導入時期	契約期間	イニシャルコスト	ランニングコスト	計
医薬品管理システムの更改	R 3年9月	賃貸借・運用・保守 R 3年9月～R 8年8月 (5年間)	－	23,847	23,847
勤怠管理システムの導入	R 3年10月	運用・保守 R 3年10月～R 6年9月 (3年間)	70,004	396	70,400
業務システム用データベースの改善	R 4年3月	運用・保守 R 4年3月～R 9年2月 (5年間)	22,695	12,450	35,145
機構ネットワークの更改 Microsoft365の導入 データセンターの移転	R 5年9月	運用・保守 R 5年9月～R 10年8月 (5年間)	323,601	422,397	745,998
共通利用パソコンの配備 拡大(1,000台)	R6年度以降	賃貸借・保守 R 6年4月～R 10年3月 (4年間)	－	205,000	205,000
合 計			416,300	664,090	1,080,390



2 定量的効果

◎ 業務効率化により職員の作業時間が短縮

※職員の時間外単価：2,000円で試算

項目	見直し前	見直し後	効果	効果額（千円/年）
医薬品管理システムの更改	経理担当者は端末がある薬剤科へ移動が必要 80（時間/年/病院）	経理部門に端末設置（移動が不要） 0（時間/年/病院）	移動時間 80時間/年/病院短縮 80時間 × @2,000円 × 5病院 = 800千円	800
勤怠管理システムの導入	出退勤を手作業集計 1,600（時間/年/病院）	システムで自動集計 800（時間/年/病院）	業務時間 800時間/年/病院短縮 800時間 × @2,000円 × 5病院 = 8,000千円	8,000
業務システム用データベースの改善	データベースのライセンス 18ライセンス不足	データベースのライセンスが 適正	ライセンス規約への適合 (違約金の支払が不要)	15,900
Microsoft365の導入	紙媒体による情報管理 電話や対面による連絡 調整	グループウェアの掲示板 機能やチャット機能による 情報管理や連絡調整	業務時間 ヘビーユーザ（590人） 80時間/年短縮 ライトユーザ（2,240人） 20時間/年短縮 80時間 × @2,000円 × 590人 + 20時間 × @2,000円 × 2,240人 = 184,000千円	184,000
共通利用パソコンの 配備拡大	旧 P C メモリ：4 G B CPU：Core i3-8130U ドライブ：HDD 256GB	新 P C メモリ：8 G B CPU：Core i3-1115G4 ドライブ：SSD 256GB	P C 操作時間 120時間/年/台短縮 (院内LANパソコン台数 ：1,000台) 120時間 × @2,000円 × 1,000台 = 240,000千円	240,000
合 計				448,700



3 費用額と効果額の推移

単位：千円（税込）

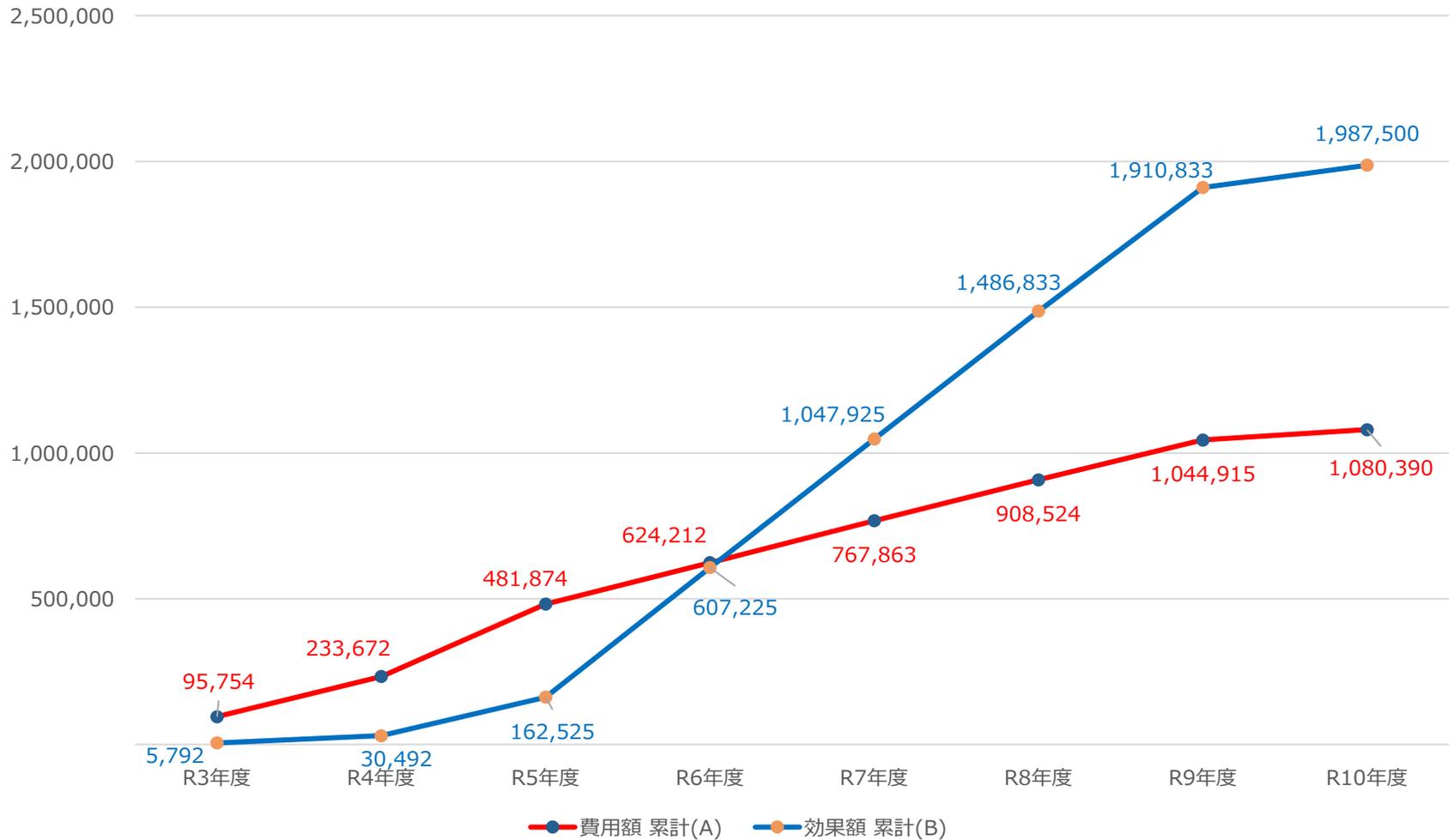
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	合計
費用額	医薬品管理 S	2,782	4,769	4,769	4,770	4,770	1,987			23,847
	勤怠管理 S	70,070	132	132	66					70,400
	業務 S 用 DB	22,902	2,490	2,490	2,490	2,490	2,283			35,145
	機構ネットワーク等		130,527	240,811	83,762	85,141	85,141	85,141	35,475	745,998
	共通利用 P C				51,250	51,250	51,250	51,250		205,000
	合計	95,754	137,918	248,202	142,338	143,651	140,661	136,391	35,475	1,080,390
	累計 (A)	95,754	233,672	481,874	624,212	767,863	908,524	1,044,915	1,080,390	
効果額	医薬品管理 S	467	800	800	800	800	333			4,000
	勤怠管理 S	4,000	8,000	8,000	4,000					24,000
	業務 S 用 DB	1,325	15,900	15,900	15,900	15,900	14,575			79,500
	機構ネットワーク等			107,333	184,000	184,000	184,000	184,000	76,667	920,000
	共通利用 P C				240,000	240,000	240,000	240,000		960,000
	合計	5,792	24,700	132,033	444,700	440,700	438,908	424,000	76,667	1,987,500
	累計 (B)	5,792	30,492	162,525	607,225	1,047,925	1,486,833	1,910,833	1,987,500	
差引 (B - A)	△89,962	△203,180	△319,349	△16,987	280,062	578,309	865,918	907,110		

☆ 令和 7 年度に効果額累計が費用額累計を上回る

3 費用額と効果額の推移

費用対効果推移

(単位：千円)





4 定性的効果

◎ 機構ネットワーク更改によりセキュリティレベルが向上（IPA情報セキュリティ対策ベンチマークにより評価）

	現 行	機構NW更改後
改 善 点	物理的対策 ・ファイルサーバを各所属に設置	物理的対策 ・ファイルサーバをデータセンターに集約
	技術的対策 ・各所属がインターネット接続環境を保有 ・各所属に院内LAN接続端末の不正プログラム対策や資産管理を実施 ・職員の一部にのみ利用者IDを付与	技術的対策 ・インターネットの出入口を集約しセキュリティ監視 ・院内LAN接続端末を含めた全端末に対し不正プログラム対策や資産管理を実施 ・全職員に利用者IDを付与しきめ細かなアクセス制御を実施 ・持込端末に対し検疫機能を実施 ・機構外部からの利用時に二要素認証による利用者認証を実施
	BCP対策 ・データセンターが海岸線に近い場所に立地	BCP対策 ・ハザードマップの被害想定区域外に立地するデータセンターに移転 ・遠隔地バックアップを実施
評価	2. 3	2. 8

※ IPA情報セキュリティ対策ベンチマーク

独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公開している組織の情報セキュリティマネジメントシステムの実施状況（組織の情報セキュリティ対策の取り組み状況）を評価するツール。

情報セキュリティ対策への取り組み状況に関する27の項目に5段階で評価することで、組織の情報セキュリティへの取組状況を自己診断する。